Weekly コラム

平成 26 年 10 月 21 日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、 力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、 斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその 事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

減給処分はどこまでできるか

◆問題社員を減給したい

従業員が会社で不祥事を起こし、その人に減 給の制裁を課す場合、どの程度の範囲で減給額 を決めるのでしょうか。労働基準法第91条は「就 業規則で、減給の制裁を定める場合においては、 その減給は、一回の額が平均賃金の1日分の半 額を超え、総額が1賃金支払期における賃金の 総額の10分の1を超えてはならない」と規定して います。「1回の額が平均賃金の1日分の半額を 超えてはならない」とは1回の精算事案に対する 減給額は平均賃金の1日分の半額以内でなけ ればならないと言う意味です。

又、「総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない」とは1賃金支払期に発生した数事案に対する減給の総額がその月の賃金支払期における賃金の10分の1以内でなければならないと言う意味です。すなわち1賃金支払期(通常は1ヶ月)のうちに従業員が何回も減給制裁に当たる行為を行い、減給額が多額にわたる場合でも、その月の賃金からの減給額はその月の賃金総額の10分の1の範囲内に留めなくてはならないと言う事になります。

◆違法行為が1つなら1日分の半額まで

労働者の制裁に当たる行為が1つである限り非違行為(非行、違法行為)が重大なものであっても減給額はあくまでも平均賃金の1日の半額以下に留めておく必要があります。平均賃金とはその算定事由が発生した直前の賃金締切日以前3ヶ月間の賃金の総額を総日数で除した額を言います。

◆減額処分が軽いと感じる時は

労働者の非違行為が重大なものでも平均賃金の1 日分の半額しか減給できないのは納得しがたいと言う 考え方もあります。労働基準法は従業員を働かせなが ら受け取る権利のある賃金からの減給処分は第91条 の範囲に留めましょうと言う趣旨であり、その減給額で は少なすぎると言うことであれば他の処分を併せて行 うことになります。就業規則に例えば出勤停止期間等 が規定されていればそちらも併せて行うことも考えられ ます。減給の制裁は他の処分までも禁じている訳では ありません。

記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、yasukouchi@skc.ne.jpまで空メールをご送信ください。また、FAXご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。